

## 国民健康保険制度に関する意見書

国民健康保険制度は、医療保険制度の根幹として、地域住民の健康保持増進に重要な役割を果たしている。

しかしながら、生活習慣病等をはじめとする疾病構造の変化、少子高齢化の進展、低成長経済の長期化等の社会情勢により、国民健康保険事業を取り巻く財政運営状況は非常に厳しくなっている。

こうした状況のもと、今後の国民健康保険制度の健全な運営を図るため、次の事項について、積極的な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 地方単独福祉医療の実施については、乳幼児・重度心身障がい者等の健康確保と福祉の向上に大きな役割を担っていることから、当該制度の実施に伴う国保医療費への影響にかかる国庫負担金減額制度を廃止すること。
- 2 後期高齢者支援金は、特定健診・保健指導の実施率及び目標達成状況により、平成25年度から加算・減算されることになっている。  
しかし、若年者に比べて健康管理・保健指導の効果が現れにくい高齢者を多く抱える国民健康保険にとって、公平性を欠く措置であるため、撤廃すること。
- 3 医療保険制度の一本化を早急に実現し、市民にとっての給付の平等、負担の公平を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月22日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
厚生労働大臣